

平成 30 年 8 月

第 3 回稲城市議会定例会議案

（ 8 月 30 日開会
月 日閉会 ）

氏 名



稲城市告示第73号

平成30年第3回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成30年8月23日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 平成30年8月30日
- 2 場所 稲城市議会議場

平成30年第3回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第36号議案 稲城市下水道事業の設置等に関する条例
- 第37号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

<決 算>

- 第39号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第40号議案 平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第41号議案 平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第42号議案 平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第43号議案 平成29年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第44号議案 平成29年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第45号議案 平成29年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

<補正予算>

- 第46号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）
- 第47号議案 平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第48号議案 平成30年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<その他>

第49号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

第50号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

第51号議案 訴えの提起について

<報告>

第5号報告 健全化判断比率の報告について

第6号報告 資金不足比率の報告について

第7号報告 専決処分の報告について

第8号報告 平成29年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第9号報告 平成29年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 平成29年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第36号議案

稲城市下水道事業の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の財務規定等を適用するため、同法第4条の規定により、稲城市下水道事業の設置等に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、稲城市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項の財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の計画区域面積、計画人口等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画の定めるところによる。

(取得及び処分について予算の定めを要する重要な資産)

第4条 下水道事業の用に供する資産のうち法第33条第2項の重要なものは、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡に係るものにあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条前段において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項前段の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(会計事務の処理に係る会計管理者の権限)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものの権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関する法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上稲城市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務の状況を説明する書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項前段の規定に基づき、毎事業年度について、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年の3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌事業年度の5月31日までに、それぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成すべき書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成すべき書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明記しなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営の状況を明らかにするため市長が指定する事項

3 第1項の規定にかかわらず、天災その他のやむを得ない事由により同項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができないときは、市長は、当該事由の消滅した後、速やかにこれを作成しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 下水道事業の設置及び経営に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(稲城市特別会計条例の一部改正)

第3条 稲城市特別会計条例(昭和53年稲城市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

(稲城市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 前条の規定による改正前の稲城市特別会計条例第1条第3号の規定に基づく平成30年度の稲城市下水道事業特別会計の決算に関し必要な事項は、なお従前の例により行うことができる。

第37号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による生活保護法（昭和25年法律第144号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項及び5の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第38号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正するとともに、稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に、「給料、」を「給与及び」に改め、「及びその他の給与」を削る。

別表第1に次のように加える。

教育長	730,000円
-----	----------

別表第2中「市長
副市長」を「市長
副市長
教育長」に改める。

(稲城市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市職員の旅費に関する条例（昭和40年稲城市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「、特別職の職員で非常勤のもの、特別職の職員又は教育委員会教育長」を「又は特別職の職員」に改める。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

別表1の部教育委員会の款委員長の項を削る。

(稲城市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 稲城市特別職報酬等審議会条例（昭和43年稲城市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(稲城市大丸地区会館設置条例の一部改正)

第5条 稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市立公園条例の一部改正)

第6条 稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市松葉集会所設置条例の一部改正)

第7条 稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市押立ふれあい会館設置条例の一部改正)

第8条 稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市上谷戸緑地体験学習館条例の一部改正)

第9条 稲城市上谷戸緑地体験学習館条例(平成17年稲城市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市福祉センター条例の一部改正)

第10条 稲城市福祉センター条例(平成17年稲城市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市立保育所設置条例の一部改正)

第11条 稲城市立保育所設置条例(平成17年稲城市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市立i(あい)プラザ条例の一部改正)

第12条 稲城市立i(あい)プラザ条例(平成19年稲城市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市立図書館設置条例の一部改正)

第13条 稲城市立図書館設置条例(平成19年稲城市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市健康プラザ条例の一部改正)

第14条 稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市地域振興プラザ条例の一部改正)

第15条 稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市体育施設条例の一部改正)

第16条 稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(いなぎ発信基地ペアテラス条例の一部改正)

第17条 いなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止)

第18条 稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年稲城市条例第132号）は、廃止する。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

(稲城市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の稲城市職員の旅費に関する条例第10条の2の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の稲城市職員の旅費に関する条例第10条の2の規定は、なおその効力を有する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正前の稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

(稲城市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の稲城市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の稲城市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

(稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第6条 改正法附則第2条第1項の場合においては、第18条の規定による廃止前の稲城市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

第46号議案

平成 30 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

平成 30 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,131,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,787,027	478	4,787,505
	1 国庫負担金	4,287,312	2	4,287,314
	2 国庫補助金	477,574	476	478,050
16 都支出金		5,436,489	1	5,436,490
	1 都負担金	1,461,998	1	1,461,999
20 繰越金		335,805	399,257	735,062
	1 繰越金	335,805	399,257	735,062
歳 入 合 計		34,731,826	399,736	35,131,562

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,976,614	161,761	3,138,375
	1 総務管理費	2,332,474	161,201	2,493,675
	3 戸籍住民基本台帳費	172,732	476	173,208
	5 統計調査費	9,254	84	9,338
3 民生費		14,883,663	193,194	15,076,857
	1 社会福祉費	4,644,997	47,500	4,692,497
	2 児童福祉費	7,867,388	21,117	7,888,505

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 生活保護費	2,338,901	124,577	2,463,478
4 衛生費		2,902,668	258	2,902,926
	1 保健衛生費	1,610,774	258	1,611,032
8 土木費		4,072,001	523	4,072,524
	4 都市計画費	2,007,939	523	2,008,462
10 教育費		6,091,472	44,000	6,135,472
	2 小学校費	1,160,785	39,000	1,199,785
	3 中学校費	1,904,965	3,000	1,907,965
	6 保健体育費	1,336,564	2,000	1,338,564
歳出	合計	34,731,826	399,736	35,131,562

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 478 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,287,312	2	4,287,314		
	1 民生費国庫負担金	4,242,303	2	4,242,305	6 介護保険料軽減強化負担金	2
2	国庫補助金	477,574	476	478,050		
	6 総務費国庫補助金	29,347	476	29,823	1 総務管理費補助金	476
	計	4,787,027	478	4,787,505		

第16款 都支出金 (補正額 1 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,461,998	1	1,461,999		
	1 民生費都負担金	1,460,911	1	1,460,912	6 介護保険料軽減強化負担金	1
	計	5,436,489	1	5,436,490		

第20款 繰越金 (補正額 399,257 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	335,805	399,257	735,062		
	1 繰越金	335,805	399,257	735,062	1 繰越金	399,257
	計	335,805	399,257	735,062		

(単位：千円)

説	明	
(高齢福祉課)		2
介護保険料軽減強化負担金過年度分		2
(市民課)		476
社会保障・税番号制度システム整備費補助金(10/10)		476

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説	明	
(高齢福祉課)		1
介護保険料軽減強化負担金過年度分		1

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説	明	
(財政課)		399,257
繰越金		399,257

第20款 繰 越 金

第3款 民生費 (補正額 193,194 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社 会 福 祉 費	4,644,997	47,500	4,692,497	2	1	0	0	47,497
	1 社会福祉総務費	333,914	17,557	351,471	0	0	0	0	17,557
					0	0	0	0	16,452
					0	0	0	0	28
					0	0	0	0	288
					0	0	0	0	789
	2 心身障害者 福 祉 費	1,584,485	29,726	1,614,211	0	0	0	0	29,726
					0	0	0	0	29,726
	3 老人福祉費	200,823	211	201,034	0	0	0	0	211

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23償還金利子及び割引料	17,557	2 一般事務費（生活福祉課）	16,452
		23償還金利子及び割引料	16,452
		平成28年度臨時福祉給付金等国庫補助金返還金	12,157
		平成29年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	4,226
		平成29年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	69
		3 民生委員・保護司関係費（生活福祉課）	28
		23償還金利子及び割引料	28
		平成29年度民生委員関係経費都負担金返還金	28
		6 成年後見制度等利用者支援事業（高齢福祉課）	288
		23償還金利子及び割引料	288
		平成29年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	288
		9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）	789
		23償還金利子及び割引料	789
		平成29年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金	789
23償還金利子及び割引料	29,726	1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課）	29,726
		23償還金利子及び割引料	29,726
		平成29年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	6,477
		平成29年度障害者医療費国庫負担金返還金	9,112
		平成29年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金	324
		平成29年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金	3,239
		平成29年度更生医療費都負担金返還金	4,306
		平成29年度療養介護医療費都負担金返還金	217
		平成29年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	5,969
		平成29年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	82

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	(3 老人福祉費)				0	0	0	0	211
	6 介護保険事業費	730,254	6	730,260	2	1	0	0	3
					2	1	0	0	3
2	児 童 福 祉 費	7,867,388	21,117	7,888,505	0	0	0	0	21,117
	2 児 童 処 遇 費	6,596,224	20,776	6,617,000	0	0	0	0	20,776
					0	0	0	0	192
					0	0	0	0	20,042
					0	0	0	0	44
					0	0	0	0	498

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23償還金利息及び割引料	211	8 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）	211
		23償還金利息及び割引料	211
		平成29年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費都補助金返還金	3
		平成29年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	208
28繰出金	6	2 介護保険特別会計繰出金（高齢福祉課）	6
		28繰出金	6
		介護保険料軽減強化繰出金	6
23償還金利息及び割引料	20,776	1 児童手当給付事業（子育て支援課）	192
		23償還金利息及び割引料	192
		平成29年度児童手当都負担金返還金	192
		4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）	20,042
		23償還金利息及び割引料	20,042
		平成29年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	259
		平成29年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	875
		平成29年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	7,004
		平成29年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金	80
		平成29年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	3,108
		平成29年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	4,758
		平成29年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金	1,810
		平成29年度保育従事職員宿舍借り上げ支援事業都補助金返還金	2,148
		6 障害児支援事業（障害福祉課）	44
		23償還金利息及び割引料	44
		平成29年度児童保護費等国庫負担金返還金	29
		平成29年度児童保護費等都負担金返還金	15
		7 母子父子関係事業（子育て支援課）	498
		23償還金利息及び割引料	498
		平成29年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金	167
		平成29年度入院助産保護費都負担金返還金	70

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		平成29年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金	261
23償還金利子及び割引料	341	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）	341
		23償還金利子及び割引料	341
		平成29年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	168
		平成29年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金	5
		平成29年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	168
23償還金利子及び割引料	124,577	2 生活保護関係費（生活福祉課）	124,577
		23償還金利子及び割引料	124,577
		平成29年度生活保護費等国庫負担金返還金	117,012
		平成29年度生活保護費都負担金返還金	6,469
		平成29年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金	85
		平成29年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金	1,011

第3款 民 生 費

第10款 教育費 (補正額 44,000 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	小 学 校 費	1,160,785	39,000	1,199,785	0	0	0	0	39,000
	1 学 校 管 理 費	457,408	39,000	496,408	0	0	0	0	39,000
					0	0	0	0	39,000
3	中 学 校 費	1,904,965	3,000	1,907,965	0	0	0	0	3,000
	1 学 校 管 理 費	1,513,657	3,000	1,516,657	0	0	0	0	3,000
					0	0	0	0	3,000
6	保 健 体 育 費	1,336,564	2,000	1,338,564	0	0	0	0	2,000
	3 学 校 給 食 費	312,980	2,000	314,980	0	0	0	0	2,000
					0	0	0	0	2,000
	計	6,091,472	44,000	6,135,472	0	0	0	0	44,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13委託料	1,400	2 小学校管理運営費 39,000 (建築保全課) 37,600
15工事請負費	37,600	15工事請負費 37,600 ブロック塀改修等工事
		(教育総務課) 1,400
		13委託料 1,400
		測量等委託 1,400
15工事請負費	3,000	2 中学校管理運営費 (建築保全課) 3,000
		15工事請負費 3,000 ブロック塀改修等工事
15工事請負費	2,000	2 管理運営費 (建築保全課) 2,000
		15工事請負費 2,000 ブロック塀改修等工事

第10款 教 育 費

第47号議案

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,422,425千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		64,600	47,295	111,895
	1 国庫補助金	64,600	47,295	111,895
3 都支出金		119,430	28,596	148,026
	1 都補助金	83,150	28,596	111,746
4 繰入金		1,136,494	523	1,137,017
	1 他会計繰入金	1,136,494	523	1,137,017
6 諸収入		2	24,975	24,977
	3 保留地処分金	0	24,975	24,975
歳 入 合 計		1,321,036	101,389	1,422,425

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		1,190,989	101,389	1,292,378
	1 事業費	1,190,989	101,389	1,292,378
歳 出 合 計		1,321,036	101,389	1,422,425

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第2款 国庫支出金 (補正額 47,295 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	64,600	47,295	111,895		
	1 区画整理補助金	64,600	47,295	111,895		
					3 稲城長沼駅周辺 区画整理補助金	17,295
					4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	30,000
	計	64,600	47,295	111,895		

第3款 都支出金 (補正額 28,596 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都補助金	83,150	28,596	111,746		
	1 区画整理補助金	83,150	28,596	111,746		
					1 複戸区画 整理補助金	4,949
					3 稲城長沼駅周辺 区画整理補助金	8,647
					4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	15,000
	計	119,430	28,596	148,026		

第4款 繰入金 (補正額 523 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,136,494	523	1,137,017		
	1 一般会計繰入金	1,136,494	523	1,137,017		
					1 一般会計繰入金	523

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	17,295
稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	17,295
(区画整理課)	30,000
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (5/10)	30,000

第2款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	4,949
稲城榎戸土地区画整理事業補助金 (2.25/10・10/10)	4,949
(区画整理課)	8,647
稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10・1/2)	8,647
(区画整理課)	15,000
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・1/2・10/10)	15,000

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	523

第4款 繰 入 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	(1 一般会計繰入金)					
	計	1,136,494	523	1,137,017		

第 6 款 諸 収 入 (補正額 24,975 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	保留地処分金	0	24,975	24,975		
	1 保留地処分金	0	24,975	24,975		
					1 保留地処分金	24,975
	計	2	24,975	24,977		

(単位：千円)

説 明	
一般会計繰入金	523

第4款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 稲城榎戸土地区画整理事業保留地処分金	24,975 24,975

第6款 諸 収 入

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13委託料	101,389	1 稲城複戸地区事業費（区画整理課） 5,376 13委託料 5,376 多7・5・3号線電線共同溝予備設計委託 5,376
		3 稲城稲城長沼駅周辺地区事業費（区画整理課） 35,302 13委託料 35,302 土地区画整理事業業務委託 35,302
		4 稲城南多摩駅周辺地区事業費（区画整理課） 60,711 13委託料 60,711 土地区画整理事業業務委託 60,711

第2款 事業費

第48号議案

平成 30 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成 30 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 166,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,085,183千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 8 月30日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		706,458	3,959	710,417
	1 都 負 担 金	646,634	3,959	650,593
7 繰 入 金		776,987	6	776,993
	1 一 般 会 計 繰 入 金	684,094	6	684,100
8 繰 越 金		1,000	162,521	163,521
	1 繰 越 金	1,000	162,521	163,521
歳 入 合 計		4,918,697	166,486	5,085,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基 金 積 立 金		125	116,570	116,695
	1 基 金 積 立 金	125	116,570	116,695
6 諸 支 出 金		2,182	49,916	52,098
	1 償還金及び還付加算金	2,182	49,916	52,098
歳 出 合 計		4,918,697	166,486	5,085,183

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 5 款 都 支 出 金 (補正額 3,959 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	646,634	3,959	650,593		
	1 介護給付費負担金	646,634	3,959	650,593		
					2 過 年 度 分	3,959
	計	706,458	3,959	710,417		

第 7 款 繰 入 金 (補正額 6 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一 般 会 計 繰 入 金	684,094	6	684,100		
	4 その他一般会計繰入金	67,613	6	67,619		
					2 介護保険料 軽減強化負担金 繰入金	6
	計	776,987	6	776,993		

第 8 款 繰 越 金 (補正額 162,521 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	1,000	162,521	163,521		
	1 繰 越 金	1,000	162,521	163,521		
					1 繰 越 金	162,521
	計	1,000	162,521	163,521		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	3,959
平成29年度介護給付費負担金精算分	3,959

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	6
平成29年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分	6

第7款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	162,521
前年度繰越金	162,521

第8款 繰 越 金

第49号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成30年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 笹久保 恵美子 の任期が平成30年12月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生年月日
笹久保 恵美子		

第50号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成30年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 狩野 和枝 の任期が平成30年12月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生年月日
狩野 和枝		

第51号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成30年 8 月 30日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

給食費の支払を求める訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

訴えの提起について

給食費の支払に関し、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの相手方

2 訴えの目的の価額 440,336円

3 訴えの要旨

相手方に対し、給食費440,336円及びこれに対する平成30年7月28日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

相手方は、給食費を滞納し、稲城市の再三の督促を受けたにもかかわらず、その支払に応じなかった。

このため、稲城市は、裁判所を通じ民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条本文の支払督促を行った。これに対し、相手方が裁判所に異議を申し立てたため、相手方に対し、給食費の支払を求める訴えを提起するものである。

5 補足事項

- (1) 裁判所から、現に滞納している給食費の全額を支払う旨の和解案の提示があり、その内容を妥当と認めるときは、和解するものとする。
- (2) 判決の結果必要があると認めるときは、上訴するものとする。